

## 第6回大阪府環境影響評価審査会環境配慮部会議事概要

1 日 時：平成21年2月18日（水）10:30～11:30  
場 所：国民会館住友生命ビル 12階 小ホール

2 出席委員：中原委員、塚口委員

3 議 題：

- (1) 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について
- (2) その他

4 議事内容

○ 部会長の選任について

中原委員が部会長に選任された。

(1) 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について

○事務局が改定案について説明

○質疑応答

(部会長) 今回の改定について、1つは複数案をきちんと記載すること。2つ目はまず実施場所、規模等を明らかにしてから、その後細かい部分を明らかにするとはっきり分けたことですね。

(事務局) そうです。

(委 員) 私の方から、感想も含めまして意見を述べさせて頂きたいと思います。

2つございまして、1つは複数案の記載を義務付けるということですが、資料3の4ページについて、(5)のなお書きのところ、複数案を比較しなかった又は比較できなかった場合というのがありますが、具体的にはどういう事業を想定されておりますでしょうか。

(事務局) 事業をするにはある程度条件がありますが、例えば道路の場合、条件からするとこの場所しかないとか、交通量により車線数などが決まりますので、比較しないということが考えられます。

(委 員) 事例にある道路の構造に関するようなものは、比較的イメージし易いと思いますが、例えば面的整備事業のような場合、区画整備事業といった場合にですね、複数案の比較というのは検討されるべきなんですか。

(事務局) べきというよりは、実際に土地画整備事業を行うにあたって、事業主体の方が当然どういう場所でやるのか、どういう面積が必要なのかなど検討されると思いますので、その検討した内容を記載して下さいということです。

(委 員) この複数案を比較しない、比較出来ないという場合を出来るだけ狭く捕らえ、多くの事業について複数案を比較するということを推奨されている訳ですね。

もう1点よろしいでしょうか。同じ資料3の9ページでございまして、右側の太枠で囲んだところに、方法書作成までに事業の実施場所、規模等を具体化する段階でと書いてありますが、この実施場所自体は、複数

案の対象になるのですね。

(事務局) はい、なります。事業の実施場所、規模等を具体化する段階ですので、もちろん実施場所も対象になりますし、規模も対象になります。等ということで、例えばその時に主要な施設計画も検討したのであればそれも対象になるということです。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(部会長) 私の方から聞きたいのですが、規模や実施場所を決定する前に、必要性について予測を立てますよね。公共事業の場合、過大な予測で必要以上の物を計画してしまうことが、結構起こっているように思います。その辺のチェックですね。予測が今の予測でいいのだろうか、こんな沢山伸びるはずないよというようなチェックは可能ですか。

(事務局) 規模なんかを事業者が決定する場合、規模の根拠も図書の中に書かれることとなります。根拠が全くおかしいような場合には、事後になりますが、知事意見により指摘をして、見直しをさせることも可能であると考えております。

(委員) もう1つよろしいですか。何分この議論をさせて頂いたのは、随分前になりますので、記憶が若干不確かなのですが、複数案の比較をする場合にですね、部会長が言われましたように、予測評価をどの程度の精度で行うのか。現行でございましたら1つのプランについて評価をすればよかったのですが、それと同じレベルを要求されているのか、或いは多少は概略的なものでいいのか、以前議論されたとは思いますが、その辺りどうでしょうか。

(事務局) 環境省のSEAのガイドラインもそうですが、基本的に細かい調査をして予測という訳ではなくて、既存の資料や文献で複数案の比較をして、それを図書に記載することにしております。ある程度制約がある中で、既存の資料により行うことや、定性的な予測になることもやむを得ないかと思えます。

(部会長) 民間事業であれば予測が間違っていたら事業自体潰れてしまいますが、公共事業は予測が間違っても実施されてしまうことがある。特に公共事業に関しては、予測をきちんとやって過大に見積もらないようにしないとだめだとは思いますが、例えば資料4の複数案の記載のイメージの前に、交通量がどのくらいで、どれぐらいの車線のものが必要かということ、住民に明示される訳ですか。

(事務局) 方法書を出すときには1つの案に絞られており、絞り込まれた計画の根拠についても示されることとなります。

(部会長) それからもう一つ。資料の4の道路の場合ですが、都市の場合であればこれでいいと思います。郊外で動物の通路があつて問題となった場合は、道路の下にトンネルを掘ることなどもどこかに書かせる必要があると思います。「検討が必要だ」だけでは無く、こういう代替措置、こういうミティゲーションが出来ますよということをどこかに書けるような欄があればいいと思いますが、それに関してはいかがですか。

(事務局) 複数案の比較の後に1つの案に絞るというプロセスがありますので、こ

の経緯の中で対策についての検討の中身も書いて頂けるのではないかと考えております。資料4の配慮すべき事項の欄では、検討が必要との表現に留めておりますが、対策について検討したのであれば記載するよう指導していきたいと思っております。

(事務局) 事前に現地調査をしている訳ではございませんので、例えばオオタカのような貴重種の存在は、調査を実施する段階で分かることとなります。箕面森町の例でも、採餌エリアを確保するために、周辺に緑地を残すことを計画変更しています。現地調査をやらずに計画を考えることとなりますので、その辺は後の対応となります。

(事務局) 先ほど事業の必要性について、十分チェックが出来るのかとご指摘がございましたが、資料3の1ページ目の下から5行目のところで、「以上の検討を踏まえ、事業計画についても別表1に掲げる事項に関し、策定の経緯も含めてできる限り具体的にとりまとめる。」ということが、現行の技術指針に書かれておりますので、ご指摘のありました規模の算定の根拠についても具体的に書いて頂くということとなります。重要な経緯は方法書で明らかにして頂くという主旨ですので、そういうことを徹底して運用していきたいと思っております。

(部会長) 何かございませんでしょうか。

(委員) 1つだけ。平成18年の1月31日最終改定という現行の技術指針でございしますが、これで適用された事業は何件ございますでしょうか。

(事務局) 環境配慮事項は平成15年8月に出来ておりまして、その後で言いますと4件出ています。GE2号炉、ノボパン、コスモ石油、堺のPFIです。

(部会長) 色々と説明ありがとうございました。事務局案で特に改定してというのは無かったようですので、本日の改定案を事務局案としてよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(部会長) どうもありがとうございました。

## (2) その他

○事務局から、今後の改定案の取り扱いについて説明。

○部会長から、本部会は今回の技術指針の改定により、その役割を終える旨を紹介